

告 示

埼玉県告示第千百六十号

平成二十六年埼玉県告示第三百七十二号による要措置区域の指定について、土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（平成二十六年環境省令第二十三号）の施行に伴い、土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の一部を次のとおり除外する。

平成二十六年八月十五日

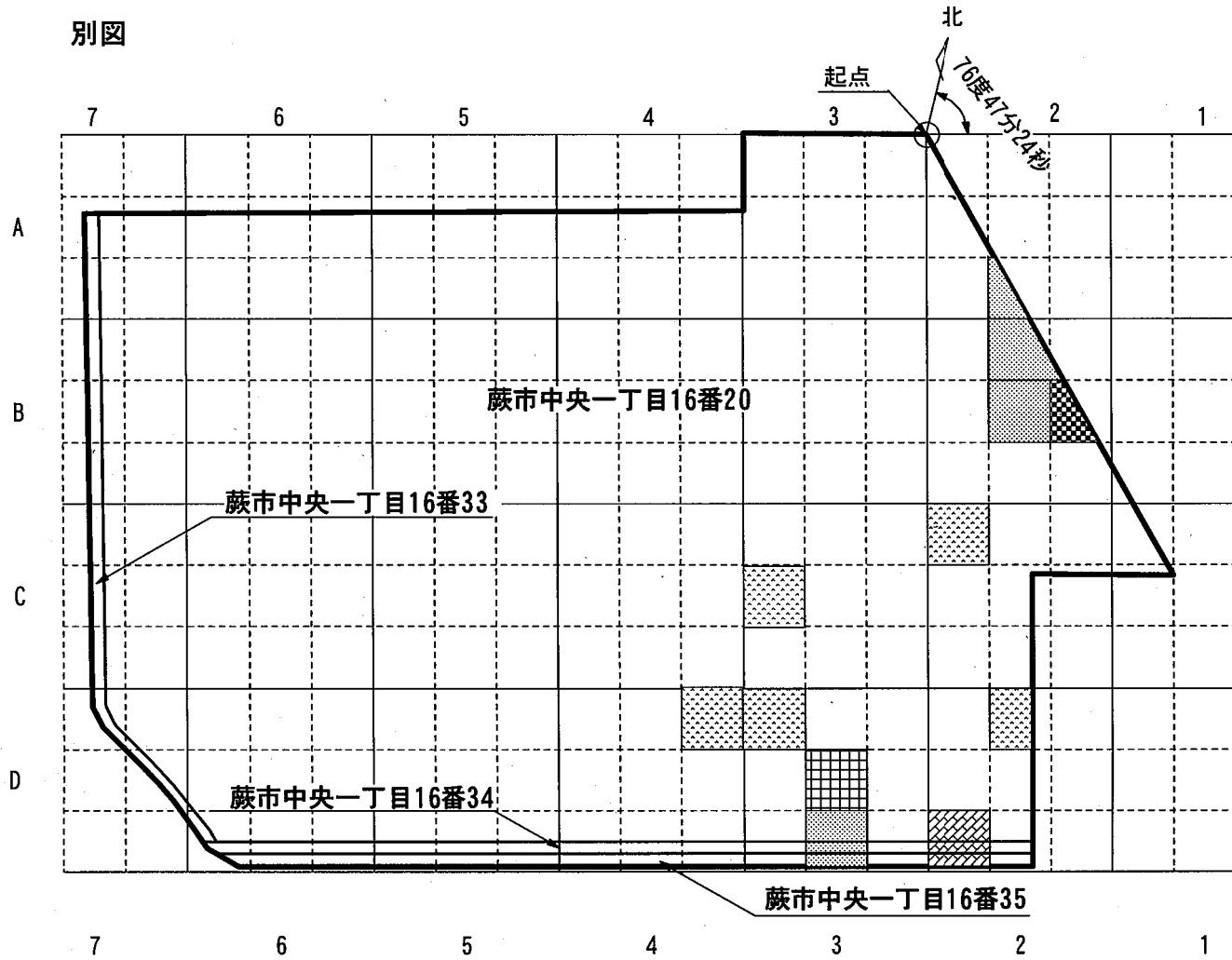
埼玉県知事 上 田 清 司

一 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質から除外する物質の種類

一・一―ジクロロエチレン

二 基準に適合していない特定有害物質の一部について除外する要措置区域
別図のとおり（埼玉県蕨市中央一丁目十六番二十の一部）

別図



【起点】
 起点は、蕨市中央一丁目16番20の
 最北端とする。

【格子の回転角度（76度47分24秒）】
 格子の回転角度は、起点を通り、
 東西方向及び南北方向に引いた線
 並びにこれらと平行して10m間隔で
 引いた線により構成されている格子
 を、起点を支点に右方向に回転
 させた角度を示す。



凡 例

- : 単位区画 (10m格子)
- : 30m格子
- : 筆境界
- : 敷地境界
- : 起点

【不適合となった特定有害物質の種類】
 (要措置区域)

- : トリクロロエレン
- : シス-1, 2-ジクロロエレン
- : トリクロロエレン及びシス-1, 2-ジクロロエレン
- : トリクロロエレン及びトリクロロエレン
- : トリクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びベンゼン
 (1,1-ジクロロエチレンについて、
 基準に適合していない特定有害物質
 から除外)